

社会福祉法人 大田市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第25条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬及び額)

第2条 本会会長には、別表に定める月額を報酬を支給する。

2 会長を除く理事及び監事には、別表に定める1日あたりの定額の報酬を支給する。ただし、午前のみ及び午後のみ会議等のときには半日分を支給する。

3 評議員には、定款第10条に定める金額の範囲内で、別表に定める1日あたりの定額の報酬を支給する。ただし、午前のみ及び午後のみ会議等のときには半日分を支給する。

(報酬の支給)

第3条 月額を報酬は毎月20日にこれを支給する。

2 1日及び半日の報酬は、月の1日から月末までの額をまとめて、翌月20日にこれを支給する。

3 月額を報酬は、就任の月から退任の月まで支給する。ただし、退任した月に再び同一の職についたときは、その月分の報酬は、これを支給しない。

4 理事のうち本会職員である者に対しては、報酬は支給しない。ただし、正規の時間外に開催される理事会等に出席した場合は理事としての報酬を支給することができる。

5 報酬は、原則として本人指定口座に振り込むことにより支給する。ただし、その月の20日が金融機関の休業日にあたる場合は、20日以前において、20日に最も近い金融機関の営業日に支給する。

(費用弁償の種類及び額)

第4条 役員等が本会定款に定める会議に出席したとき及び会務のため旅行したときは、費用弁償として鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料を支給する。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。）旅行について、路程に応じ別表に定める1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。

6 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ別表に定める一夜当たりの定額を支給する。

(費用弁償の支給)

第5条 費用弁償は、報酬の支給方法に準じてこれを支給する。

(費用弁償の計算)

第6条 費用弁償は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、用務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な

通常の経路及び方法によって旅行し難い場合は、その経路及び方法によって計算する。

2 費用弁償は、原則として役員等の居所を発着地として計算する。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃を必要とするときは、評議員会の決議によって行う。

(その他)

第9条 この規程の運用上必要な事項については、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年9月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年12月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月20日から施行する。

別 表

報 酬	会 長	月額 80,000円
	理 事	理事会・評議員会への出席又は会務による旅行の都度 1日 5,000円 半日 2,500円
	監 事 評議員	
費用弁償	鉄道賃	旅客運賃 特急料金 (片道50km以上に限る) 急行料金 (片道50km以上に限る) 座席指定料金 (片道50km以上に限る)
	船賃	1等運賃
	航空賃	旅客運賃
	車賃	1キロメートル当たり 37円
	宿泊料	県 内 11,800円 県 外 13,100円